

放射線科専門医特殊修練機関認定基準

平成23年10月21日施行
平成27年3月23日改正
令和6年9月17日改正

第1章 総則

第1条 本基準は、日本医学放射線学会（以下「本学会」）が定める放射線科専門医制度規程（以下「専門医制度規程」）ならびに放射線診断専門医制度規程（以下「診断専門医制度規程」）および放射線治療専門医制度規程（以下「治療専門医制度規程」）に基づき、放射線科専門医（以下「専門医」）ならびに放射線診断専門医（以下「診断専門医」）および放射線治療専門医（以下「治療専門医」）を志す者が十分な研修を受けることが可能と判断される医療機関を、放射線科専門医特殊修練機関（以下「特殊修練機関」）として認定するための条件について定める。

第2条 放射線科専門医総合修練機関（以下「総合修練機関」）の指導管理責任者から、所定の手続きによる特殊修練機関認定申請が出された場合、認定条件を満たしていれば当該機関を特殊修練機関として認定する。

第3条 特殊修練機関においては、画像診断・IVR 部門、核医学部門および放射線治療部門、ならびに特殊疾患施設部門の部門ごとの分離認定を認める。

第2章 研修指導者

第4条 特殊修練機関は、研修指導者として、特殊修練機関指導管理者（以下「指導管理者」）と研修指導医を任命する。指導管理者は、研修指導医を兼務することができる。

2 研修指導医は、画像診断・IVR 部門、核医学部門および放射線治療部門、ならびに特殊疾患施設部門のうち、特殊修練機関認定を受けようとする部門に関する十分な識見および業績を有する診断専門医または治療専門医であること。

第3章 施設基準

施設組織基準

第5条 医療施設で高度の限定された放射線診療を行っているもの（画像診断センター、IVR センター、PET センター、放射線治療センター、粒子線治療センター、特殊疾患セン

ター等)。

ただし、総合病院の一部の部門(例えば PET センター)は特殊修練施設として認めない。また、特殊疾患センターのうち小児疾患施設で、修練機関の認定基準を満たすことができる場合は、修練機関として認定可能である。

第6条 病理医の診断情報を適宜入手できる環境にあること。

第7条 画像診断センター、IVR センター、PET センター、放射線治療センター等においては、放射線科が診療科として独立しており、画像診断・IVR 部門、核医学部門のいずれかの部門の一分野が確立され、診断専門医が常勤していること。また、放射線治療センター、粒子線治療センター等においては、放射線科が診療科として独立しており、放射線治療部門の一分野が確立され、2名以上の専ら放射線治療を担当する治療専門医が常勤していること。

2 特殊疾患センター(精神神経疾患施設、循環器疾患施設等)においては、放射線科が診療科として独立しており、診断専門医が1名以上常勤していること。特殊疾患センター(小児疾患施設)で診断の研修を認定する場合には、診断専門医が1名以上常勤で勤務していること。放射線治療部門の研修を認定する場合には治療専門医が1名以上常勤で勤務していること。

放射線部門基準

第8条 画像診断センターを標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) デジタル化された一般撮影装置(胸部、骨など)、X線透視撮影装置がある。
- 2) 64列以上の多列式 CT 撮影装置がある。
- 3) 1.5T 以上の磁場強度を持つ MRI 撮影装置がある。
- 4) 画像診断用 PACS が利用できる。

第9条 IVR センターを標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) IVR に使用する X線透視撮影装置がある。
- 2) 血管撮影装置がある。
- 3) IVR-CT 装置がある。

第10条 PET センターを標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) PET もしくは PET-CT がある。
- 2) ドーズキャリブレーターがある。
- 3) 画像診断用 PACS が利用できる。

第11条 放射線治療センター等を標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高精度放射線治療装置がある。
- 2) CT 治療計画システムがある。
- 3) 線量分布作成用専用治療計画装置がある。
- 4) リファレンス線量計による治療装置精度管理を1回/月以上行っている。

- 5) 医療用線量標準センターによるリファレンス線量計校正を1回/2年以上受けている。
- 6) 第三者機関による放射線治療の出力線量の評価を1回/3年以上受けていることが望ましい。
- 7) 医学物理士認定機構の定める医学物理士が常勤している。
- 8) 放射線治療品質管理機構の定める放射線治療品質管理士が常勤している。
- 9) 日本放射線腫瘍学会の定期的構造調査に協力している。

第12条 粒子線治療センター等を標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 粒子線（重粒子または陽子線）治療装置がある。
- 2) CT治療計画システムがある。
- 3) 線量分布作成用専用治療計画装置がある。
- 4) リファレンス線量計による治療装置精度管理を1回以上/月以上行っている。
- 5) 医療用線量標準センターによるリファレンス線量計校正を1回以上/2年以上受けている。
- 6) 医学物理士認定機構の定める医学物理士が常勤している。
- 7) 放射線治療品質管理機構の定める放射線治療品質管理士が常勤している。
- 8) 日本放射線腫瘍学会の定期的構造調査に協力している。

第13条 特殊疾患センター（小児疾患施設）を標榜する場合には以下の要件を満たすものとする。

- 1) デジタル化された一般撮影装置（胸部、骨など）、X線透視撮影装置がある。
 - 2) 64列以上の多列式CT撮影装置がある。
 - 3) 1.5T以上の磁場強度を持つMRI撮影装置がある。
 - 4) 画像診断用PACSが利用できる。
 - 5) SPECT機能を有するガンマカメラがある。
 - 6) ドーズキャリブレーターがある。
- 2 特殊疾患センター（小児疾患施設）で放射線治療部門を設置する場合は、以下の要件を満たすものとする。
- 1) 高エネルギー放射線治療装置（定位放射線照射専用装置は除く）がある。
 - 2) CT治療計画システムがある。
 - 3) 線量分布作成用専用治療計画装置がある。
 - 4) 密封小線源治療の可否は問わない
 - 5) リファレンス線量計による治療装置精度管理を1回以上/月以上行っている。
 - 6) 医療用線量標準センターによるリファレンス線量計校正を1回以上/2年以上受けている。
 - 7) 第三者機関による放射線治療の出力線量の評価を1回以上/3年以上受けていることが望ましい。

3 特殊疾患センター（精神神経疾患施設）を標榜する場合には以下の要件を満たすものとする。

- 1) デジタル化された一般撮影装置（胸部、骨など）、X 線透視撮影装置がある。
- 2) 64 列以上の多列式 CT 撮影装置がある。
- 3) 1.5T 以上の磁場強度を持つ MRI 撮影装置がある。
- 4) 画像診断用 PACS が利用できる。
- 5) SPECT 機能を有するガンマカメラがある。
- 6) ドーズキャリブレーターがある

4 特殊疾患センター（循環器疾患施設）を標榜する場合には以下の要件を満たすものとする。

- 1) デジタル化された一般撮影装置（胸部、骨など）、X 線透視撮影装置がある。
- 2) 16 列以上の多列式 CT 撮影装置がある。
- 3) 1.5T 以上の磁場強度を持つ MRI 撮影装置がある。
- 4) 血管撮影装置がある。
- 5) 画像診断用 PACS が利用できる。
- 6) SPECT 機能を有するガンマカメラがある。
- 7) ドーズキャリブレーターがある。

診療内容基準

第 14 条 画像診断センターを標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 放射線科医による画像診断レポートの総数が 10,000 件以上/年で、その内容が著しく偏っていない。

第 15 条 IVR センターを標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。ただし、総合病院内の IVR 部門が要件を満たしたとしても、病院内の一部門を特殊修練機関とすることは認めない。

- 1) 放射線科医による IVR 件数（冠動脈を除く）が 500 件以上/年で、その内容が著しく偏っていない。
- 2) IVR は血管系と非血管系の両者を含み、診断的血管造影は含まない。

第 16 条 PET センターを標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 放射線科医による検査総数が 1,000 件以上/年で、その内容が著しく偏っていない。

第 17 条 放射線治療センター等を標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 放射線治療患者数（新規症例）において、定位放射線照射、強度変調放射線治療の合計が 200 例以上/年である。

第 18 条 粒子線治療センター等を標榜する場合は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 放射線治療患者数（新規症例）が 200 例以上/年で、その内容が著しく偏っていない。

第 19 条 特殊疾患センター（小児疾患施設）を標榜する場合には以下の要件を満たすものとする。

とする。

- 1) 放射線科医による画像診断レポートの総数が 5,000 件以上/年である。
 - 2) 放射線科医による核医学検査総数が 150 件以上/年である。
 - 3) 放射線治療患者数（新規症例）が 15 例以上/年である。ただし、放射線治療部門以外の研修を認定する場合には、放射線治療患者数（新規症例）については問わない。
- 2 特殊疾患センター（精神神経疾患施設）を標榜する場合には以下の要件を満たすものとする。
- 1) 放射線科医による画像診断レポートの総数が 5,000 件以上/年である。
 - 2) 放射線科医による核医学検査総数が 150 件以上/年である。
 - 3 特殊疾患センター（循環器疾患施設）を標榜する場合には以下の要件を満たすものとする。
- 1) 放射線科医による画像診断レポートの総数が 5,000 件以上/年である。
 - 2) 放射線科医による核医学検査総数が 150 件以上/年である。

患者情報の管理

第20条 放射線診療患者のレポート管理および放射線治療患者の病歴管理がデータベース化されていること。

第4章 研修内容

第21条 特殊修練機関認定を受けようとする医療機関においては、「放射線科専門医研修ガイドライン」に基づく専門医研修カリキュラム、診断専門医研修カリキュラム、治療専門医研修カリキュラムのいずれか、あるいはすべてに沿った研修が可能であることとし、総合修練機関との連携のもとに、これらのカリキュラムに参加する。

2 研修内容の一部を放射線部門以外で研修することを要する場合は、その研修内容・診療科名・指導者名を研修カリキュラムに記載する。

第5章 認定・更新・取り消し

第22条 特殊修練機関認定を受けようとする医療機関の責任者は、次の各号に掲げる書類に審査料

10,000 円を添えて本学会理事長（以下「理事長」）に提出する。

- (1) 総合修練機関への特殊修練機関申請書
- (2) 総合修練機関の指導管理責任者からの特殊修練機関認定申請書
- (3) 指導管理者、研修指導医、医学物理士等一覧

(4) 病院組織、放射線部門、診療内容に関する実態調査書

(5) 参加する総合修練施設の研修カリキュラム

(6) 当該施設の申請分野の研修カリキュラム

(7) 直近3年間の専門医・診断専門医・治療専門医教育実績

2 特殊修練機関認定更新審査は3年ごとに行う。理事長は、更新申請受付開始の3ヵ月前までに、本学会ホームページおよび本学会誌上にて更新申請について告示する。

3 新規および更新のための申請書式は、放射線科専門医制度委員会（以下「専門医制度委員会」）が作成し、本学会理事会（以下「理事会」）の承認を得て定める。

4 特殊修練機関認定審査は、地区専門医制度小委員会が一次審査を、専門医制度委員会が二次審査を行い、その結果を理事長へ報告する。

5 特殊修練機関は、申請書類に記載した事項に著しい異同を生じた場合には直ちに届出なければならない。

6 特殊修練機関の施設整備状態および研修内容の実態調査の結果、不相当と認められる場合には、理事長は、その医療機関の認定を取り消すことができる。

第23条 この基準は、理事会の決定により改正することができる。

第24条 放射線治療センターおよび粒子線治療センターならびにその他の施設における放射線治療部門に関する事項については、専門医制度委員会は、放射線治療専門医制度委員会の決定を尊重する。

附 則

この基準は、平成23年10月21日から施行する。

附 則

平成27年3月23日一部改正

附 則

令和6年9月17日一部改正